

第10回定時株主総会資料

対処すべき課題	連結株主資本等変動計算書
主要な事業内容	連結注記表
主要な事業所	連結注記表
使用人の状況	株主資本等変動計算書
主要な借入先の状況	個別注記表
その他企業集団の現況に関する重要な事項	個別注記表
新株予約権等の状況	連結計算書類に係る会計監査報告
会計監査人の状況	連結計算書類に係る会計監査報告
剰余金の配当等の決定に関する方針	連結計算書類に係る会計監査報告
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	監査等委員会の監査報告

第10期（2023年4月1日～2024年3月31日）

S R E ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

対処すべき課題

当社グループは「今の先鋭が10年後の当たり前を造る A DECADE AHEAD」をミッションに掲げ、我が国が直面する少子高齢化という社会課題への対応を大きな事業機会と捉えた「ライフテックカンパニー」として、AIクラウド&コンサルティングセグメントにおいて不動産/金融/IT/ヘルスケアを主な対象領域に、実務有用性の高いAI/ITソリューションを創出・提供しております。具体的には、労働人口減少に伴う働き手不足に対して業務効率化クラウドサービスや省人化ソリューションを展開するとともに、高齢者人口の増加に対して医療機関の経営/業務支援クラウドサービスや遠隔医療/予防医療ソリューションの創出に取り組んでおります。

業務効率化クラウドサービスやソリューションを提供するうえで、実業（リアルビジネス）である不動産/金融/IT/ヘルスケア事業を手掛けることでお客様・業界のニーズや改善余地を自ら把握し、実務有用性の高いプロダクトづくりに取り組んでおり、「リアルビジネスを内包したテックプロバイダー」という独自の顧客価値の追求を経営の基本方針としております。

この基本方針をベースにしながら、セグメントごとに以下の戦略を策定しております。

<AIクラウド&コンサルティングセグメント>

当社グループは、顧客単価及び収益性の高いヘルスケア/IT領域へのリソース優先投下により、AIクラウド&コンサルティングセグメント収益における同領域の構成比を高めることで収益ミックスを改善し、増益を伴った高成長SaaSプレイヤーとして高いトップライン成長と営業利益成長の両立を目指してまいります。加えて、高収益の同セグメントの飛躍的成長により、全体収益のモデルミックスも良化させ、全社の収益性向上を進めてまいります。

また、リアルビジネスを内包することで実務有用性の高いDXソリューションを創出・提供するユニークなビジネスモデルが優秀な人材を惹きつけ、ケイパビリティが増強されることで事業の成長・拡大が加速するエコシステムを実現しており、このエコシステムを横展開することで隣接領域においても優秀な人材を確保し、中長期的なサステナブルグロースを目指してまいります。

<ライフ&プロパティソリューションセグメント>

アセットマネジメント事業を通じた当社グループからオフバランスされた不動産私募ファンドの預かり資産早期拡大に注力し、財務リスクを抑えながらストック収益の拡大を進めることで、セグメントの収益性を向上させるとともに、営業キャッシュフローの黒字を持続的に確保してまいります。また、マンション/オフィス/ショッピングセンター/ホテル/シニア関連施設等、アセット種別の多様化や、暮らしを豊かにする新しい「ライフ×テクノロジー」の在り方実現を目指してまいります。

当社グループは、上記の経営戦略等を実行するために、以下の課題に対処してまいります。

① 「リアルビジネスを内包したテックプロバイダー」の付加価値向上と対象領域拡大

当社グループがより多くの顧客企業やパートナー企業から提供価値を認められ、持続的に成長していくためには、実業（リアルビジネス）である不動産/金融/IT/ヘルスケア事業とテクノロジーを提供するAIクラウド&コンサルティング事業のシナジー追求による継続的な顧客提供価値の向上及びその領域の拡大が重要であると認識しております。当社グループは、現場からマネジメントレベルまでアウトプット志向のコラボレーションを推進する仕組みを構築し、経営トップ自らがメッセージ発信等の啓蒙を行い、シナジー追求を徹底するとともに、新規事業企画をハンズオンでリードしてまいります。

② 優秀な人材の確保及び組織体制の強化

当社グループは、持続的成長の実現に向けて、当社グループのミッションに共感し、高い専門性や技術力を有する優秀な人材の確保及び育成が重要であると認識しております。こうした優秀な人材の確保に経営トップ自らがコミットし積極的な採用活動を継続していくとともに、執務環境の整備やモチベーションを向上させる人事諸制度の導入を行うことで、組織体制を強化してまいります。

③ 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多くの顧客企業の機密情報や個人情報等を保有しており、その重要性について十分に認識しております。これらの情報資産を保護するため、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育・監査の実施のほか、情報セキュリティシステムの強化・整備に努めることで、引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

④ 生成AI等、先進的技術の探索と事業活用

当社グループは、「リアルビジネスを内包したテックプロバイダー」として顧客提供価値を維持/向上し続け、以て持続的成長を実現するためには、先進的なテクノロジーの動向を常に把握し、適切に事業活用することが重要であると認識しております。足許で台頭する生成AI等の先進的な技術及びそれらを取り巻く国際的な制度/方針について、経営トップをはじめ経営陣が自ら様々な経路を用いて情報収集するとともに、先進的技術の事業活用におけるオポチュニティとリスクを定型/不定型の経営議論の中で機動的に検討することで、時機を捉えた適切な事業活用を図ってまいります。特に、クラウドサービスの提供及びリアルビジネスを通じて収集/蓄積できる当社グループ固有のビッグデータを生成AIと組み合わせることで、専門的な知識を有し、かつ他社が模倣困難なAIをこれまで以上に短期間で開発可能になるため、当社グループにとって大きなビジネス機会になるという認識で、具体的なサービスの創出を進めてまいります。

主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
AIクラウド&コンサルティングセグメント	不動産/金融業界からIT/ヘルスケア領域まで様々な業界のDXに向けて、機械学習等のテクノロジーを活用したモジュールをベースに、パッケージ型クラウドツールやテラーメイド型アルゴリズムを提供しております。
ライフ&プロパティソリューションセグメント	お客様への確かな価値提供とテクノロジーの積極活用の両立を目指すアセットマネジメント、売買仲介コンサルティング、デベロップメント/インベストメント事業を展開しております。

主要な事業所（2024年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都港区赤坂一丁目8番1号
オ フ ィ ス	大手町オフィス（東京都千代田区）、青山オフィス（東京都港区）、池袋オフィス（東京都豊島区）、吉祥寺オフィス（東京都武蔵野市）、横浜オフィス（神奈川県横浜市）、大阪オフィス（大阪府大阪市）

② 子会社

S R E A I P a r t n e r s 株 式 会 社	本社（東京都港区）
D O R I R U 株 式 会 社	本社（東京都渋谷区）

使用人の状況（2024年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
全社	296名（14名）	9名増（4名増）

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（契約社員及びアルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,433,380千円
株式会社りそな銀行	1,250,000
株式会社千葉興業銀行	1,000,000
株式会社きらぼし銀行	710,000

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年3月7日開催の当社取締役会に基づき、株式会社メディックスの全株式を取得する株式譲渡契約書を2024年3月7日付で締結し、2024年4月1日付で全株式を譲り受けたことにより、同社を当社の完全子会社といたしました。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年7月26日	
新 株 予 約 権 の 数		22,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 2		普通株式 (新株予約権 1 個につき	66,000株 3株)
新株予約権の権利行使時の払込金額 (注) 2		1,964円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2、3		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	5,982円 1,994円)
権 利 行 使 期 間		2022年7月27日から 2029年7月26日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	監査等委員でない取締役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,000個 3,000株 1名
	監査等委員でない社外 取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	- 個 - 株 - 名
	監査等委員である取締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,000個 6,000株 1名

※ 事業年度の末日 (2024年3月31日) における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という。) は、以下の (1) から (6) の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

- (1) 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日 (以下、「上場日」という。) 以降における行使であること。
- (2) 上場日以降の次に掲げる期間において、行使する新株予約権の数 (既に行使した本新株予約権の数を含む。) が、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に次の各号に掲げる割合を乗じた数を超えないこと。但し、上場日が2028年4月1日以降となる場合には、上場日以降、全ての本新株予約権を行使することができるものとする。

- ① 上場日より2年が経過した日の属する事業年度 30%

- ② 上場日より3年が経過した日の属する事業年度 60%
 - ③ 上場日より4年が経過した日の属する事業年度以降 100%
- (3) 当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）に記載の営業利益の金額が、2020年3月期において560百万円、2021年3月期において650百万円及び2022年3月期において650百万円をそれぞれ超過したこと。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途、基準とすべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (4) 新株予約権者が、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員（以下、まとめて「従業員等」という。）であること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他の事由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過しないこと。
- (6) 本新株予約権1個以上での行使であること。
2. 2019年7月31日開催の取締役会決議により、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の権利行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3. 2022年3月2日開催の取締役会決議により、2022年3月18日を払込期日とする公募増資による新株発行を行っております。これにより「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第 7 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2020年3月19日	
新 株 予 約 権 の 数		454個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	45,400株 100株)
新株予約権の権利行使時の払込金額		1,676円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	168,900円 1,689円)
権 利 行 使 期 間		2023年7月1日から 2030年3月31日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	監査等委員でない取締役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	424個 42,400株 1名
	監査等委員でない社外 取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	- 個 - 株 - 名
	監査等委員である取締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	- 個 - 株 - 名

※ 事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、以下の（1）から（3）の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(1) 本第7回新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年3月期から2023年3月期までのいずれかの事業年度において当社の売上高が70億円を超過した場合、且つ、同期間のいずれかの事業年度において当社の営業利益が9億円を超過した場合に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高及び営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、本第7回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日から1年を経過する日までの期間に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第7回新株予約権を相続することができない。
2. 2022年3月2日開催の取締役会決議により、2022年3月18日を払込期日とする公募増資による新株発行を行っております。これにより「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第 8 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2020年3月19日	
新 株 予 約 権 の 数		681個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき)	68,100株 100株)
新株予約権の権利行使時の払込金額		1,676円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	168,900円 1,689円)
権 利 行 使 期 間		2023年7月1日から 2030年3月31日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	監査等委員でない取締役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	9個 900株 1名
	監査等委員でない社外 取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	- 個 - 株 - 名
	監査等委員である取締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	49個 4,900株 3名

※ 事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、以下の（1）から（3）の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(1) 本第8回新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年3月期から2023年3月期までのいずれかの事業年度において当社の売上高が70億円を超過した場合、且つ、同期間のいずれかの事業年度において当社の営業利益が9億円を超過した場合に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高及び営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。

- (2) 新株予約権者は、本第8回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び新株予約権者が死亡した日から1年を経過する日までの期間に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第8回新株予約権を相続することができない。
2. 2022年3月2日開催の取締役会決議により、2022年3月18日を払込期日とする公募増資による新株発行を行っております。これにより「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第 9 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2023年11月13日	
新 株 予 約 権 の 数		1,355個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	135,500株 100株)
新株予約権の権利行使時の払込金額		2,529円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	252,900円 2,529円)
権 利 行 使 期 間		2023年11月28日から 2033年11月27日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	監査等委員でない取締役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	730個 73,000株 2名
	監査等委員でない社外 取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	- 個 - 株 - 名
	監査等委員である取締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30個 3,000株 3名

※ 事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、以下の（1）から（5）の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

- (1) 新株予約権者は、2025年3月期から2029年3月期までの5事業年度（以下、「判定事業年度」という。）のいずれかにおいて当社の営業利益が40億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。

- (2) 行使期間のうち次に掲げる期間において、行使する新株予約権の数（既に行使した本新株予約権の数を含む。）が、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に次の各号に掲げる割合を乗じた数を越えないこと。
- a. 行使条件を達成した最初の判定事業年度の翌事業年度 50%
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下まとめて「従業員等」という。）であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第 9 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2023年11月13日	
新 株 予 約 権 の 数		1,355個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	135,500株 100株)
新株予約権の権利行使時の払込金額		2,529円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	252,900円 2,529円)
権 利 行 使 期 間		2023年11月28日から 2033年11月27日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	595個 59,500株 23名

(注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、以下の（1）から（5）の条件を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

- (1) 新株予約権者は、2025年3月期から2029年3月期までの5事業年度（以下、「判定事業年度」という。）のいずれかにおいて当社の営業利益が40億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における金額を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。
- (2) 行使期間のうち次に掲げる期間において、行使する新株予約権の数（既に行使した本新株予約権の数を含む。）が、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の数に次の各号に掲げる割合を乗じた数を越えないこと。
 - a. 行使条件を達成した最初の判定事業年度の翌事業年度 50%
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の

取締役、監査役又は従業員（以下まとめて「従業員等」という。）であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由により新株予約権者が本新株予約権の権利行使時に従業員等でない場合であっても、当該新株予約権者の退任又は退職の事情及び当社への貢献度合いを勘案した結果、当該新株予約権者が従業員等でなくなった日から一年を経過する日までの間に限り、本新株予約権の権利行使を認めることに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

会計監査人の状況

① 名称 PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人から提示された監査計画の内容や監査時間数等を勘案し、同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。しかし、現在は成長途上にあるため、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えており、今期は無配の方針であります。一方で、株主への利益還元を行いながら資本効率向上を図るとともに、経営環境変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために自己株式取得を2024年3月から4月にかけて行いました。

引き続き、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主への利益還元を検討していく方針であります。

なお、内部留保資金の用途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2016年10月17日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（2019年5月9日開催の取締役会決議により一部改訂）。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、当社の全ての取締役、執行役員及びその他の使用人が遵守すべき基本的な内部規範である「行動規範」及び重要な職務の遂行に関する社内方針・規則を、取締役、執行役員及びその他の使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行っております。
- b. 当社は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス活動を継続的に推進するとともに、重要な問題が発生した場合は取締役会に報告するものとしております。
- c. 当社は、法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持しております。
- d. 当社は、反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、その関係排除に取り組んでおります。
- e. 当社は、監査等委員・会計監査人と連携・協力の上、業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、運用状況を監視・検証しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、その職務の遂行に係る文書その他の情報を、法令及び「記録保管規程」に従い適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、リスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行っております。経営管理部門は、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役及び執行役員に委譲しております。
 - b. 取締役及び執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社全体としての経営目標の達成に努めております。また、業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の取締役・執行役員の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役・執行役員と協議の上、当社にとって最適な選択肢を追求しております。
 - c. 執行役員は、「決裁規程」の定めるところに基づき代表取締役の承認のもと、下位の使用人に自らの権限の一部を委譲することができるとしております。
- ⑤ 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社及び連結子会社全体にとっての重要情報が当社及び連結子会社全体に共有され、適切な意思決定がなされることを確保するため、「決裁規程」及び「行動規範」を遵守しております。
 - b. 当社は、当社の事前承認を要する事項、当社から決定権限を委譲された事項及び当社への報告が義務付けられた事項等を明文化した「決裁規程」を定め、当社及び連結子会社内に適宜周知・徹底しております。「決裁規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、当社及び連結子会社にとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。
 - c. 以上のとおり、当社は、当社の連結子会社の状況について、適切に管理しております。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその職務執行を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を求めた場合は、取締役会は、適任と認められる人員を置くことができるものとしております。補助使用人は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査・往査を行うものとしております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会が補助使用人を求めた場合、その任免及び人事考課については、監査等委員会の同意を必要とし、業務上の合理性が認められる範囲で取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員からの独立性が確保されるものとしております。
- ⑧ 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとしております。
- ⑨ 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- a. 取締役（連結子会社の取締役を含み、監査等委員を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかにこれを監査等委員会に報告するものとしております。
 - b. 取締役（監査等委員を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、内部通報制度に対する通報の内容及びその対応状況を、監査等委員会の求めに応じて開示・報告するものとしております。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、誠実に通報を行った取締役、執行役員及びその他の使用人を公正かつ丁重に扱うものとしております。また、通報者に対する一切の報復措置の禁止について定めると共に、通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めるものとしております。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会は、監査等委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、係る活動計画及び費用計画に従い、監査等委員が行った活動に伴い発生した費用を負担しております。

- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しております。
 - b. 取締役（監査等委員を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、監査等委員の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役（監査等委員を除く。）等との意見交換等の監査等委員の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

法務コンプライアンス室を主管として、取締役及び使用人に対し、定期的な「行動規範」研修やインサイダー取引研修等コンプライアンス上必要な啓発活動を計画・実施しております。

また、上記啓発活動の計画・実施とともに、社内のコンプライアンス上の問題点をモニタリングしており、このモニタリングの結果は、定時（半期ごと）及び随時、経営会議及び取締役会に報告しております。

なお、監査等委員、会計監査人、コンプライアンス担当者及び内部監査担当者が定期的に意見交換を行い、取締役及び使用人の業務の適正確保について検証を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況の概要

情報の保存及び管理が適正に行われているか否かについては、内部監査担当者が内部監査時に確認を実施しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況の概要

代表取締役が指名するリスク管理委員会委員長をトップとするリスク管理委員会を少なくとも3ヶ月に1回開催し、リスクのモニタリング及びモニタリング結果に基づく対応策等につき協議・検討しており、リスクのモニタリング、評価、分析結果は少なくとも年1回以上代表取締役及び取締役会に報告しております。

リスク管理委員会には、業務ごとに部会（事業リスク部会、財務リスク部会、人事／労務リスク部会、情報システム及び個人情報に関するリスク部会）を設置し、各業務の担当者が部会の担当者として出席しており、横断的なリスク管理全般の有効性を検証しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務執行状況については、毎月1回PRM（Performance Review Meeting）及び取締役会で報告するものとしており、自己の担当領域に関する業務目標の進捗度合いを確認しております。

⑤ 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結子会社に派遣した役員を通じて全体的な方向性の統制を行うとともに、実務レベルにおいては、間接部門が連結子会社に対し適宜指示・補助を行っております。なお、連結子会社をコントロールするため、一定の重要事項については事前承認又は事前報告事項を実施させております。また、当社の内部監査担当部署が、年1回定期的に連結子会社に対し内部監査を実施しております。

⑥ 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制の運用状況の概要

監査等委員と監査等委員以外の取締役は、定期的にミーティングを行い、必要事項を随時監査等委員と共有しております。また、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、内部通報制度に対する通報の内容及びその対応状況を、監査等委員会の求めに応じて開示・報告しております。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況の概要

監査等委員は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席しております。また、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、監査等委員の求めに応じ、監査等委員の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役（監査等委員を除く。）等との意見交換等の監査等委員の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当連結会計年度期首残高	4,147,654	4,147,654	2,702,637	△1,733	10,996,213
当連結会計年度変動額					
新株の発行	37,966	37,966			75,933
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,388,514		1,388,514
自己株式の取得				△190,944	△190,944
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△126,947			△126,947
その他			496		496
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	37,966	△88,981	1,389,010	△190,944	1,147,051
当連結会計年度末残高	4,185,621	4,058,673	4,091,647	△192,677	12,143,265

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△989	△989	99,226	221,811	11,316,263
当連結会計年度変動額					
新株の発行					75,933
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,388,514
自己株式の取得					△190,944
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					△126,947
その他					496
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	4,919	4,919	23,451	△31,220	△2,849
当連結会計年度変動額合計	4,919	4,919	23,451	△31,220	1,144,201
当連結会計年度末残高	3,930	3,930	122,677	190,591	12,460,464

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 主要な連結子会社の名称 SRE AI Partners株式会社
DORIRU株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、「営業出資金」として計上する匿名組合への出資金については、その損益のうち当社グループに帰属する持分相当額を「売上高」又は「売上原価」に計上するとともに、同額を「営業出資金」に加減する方法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

機械及び装置 14年

その他 2～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

調達した資金の利用期間（2～3年）にわたり均等償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに合理的に判断し、その効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却しております。

なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。

⑦ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. AIクラウドサービス事業

AIクラウドサービス事業においては、主にクラウドサービスの提供を行っております。固定料金の不動産AIツール利用契約等については、顧客の契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。また、一部サービスにおいては、顧客の利用量に応じた段階的な料金プランに応じて利用料金を支払うサービス利用契約等により収益を認識しております。当社は、サービス契約の履行義務を、当該サービスを常時利用可能な状態を顧客に提供することと判断しており、これらの収益を関連する履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり認識しております。これらの契約については、顧客への請求金額により収益を認識しております。

ロ. AIコンサルティングサービス事業

AIコンサルティングサービス事業においては、主にデータ分析コンサルティングサービス及びソフトウェア開発受託等の提供を行っております。これらのサービスは、契約期間にわたって履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

ハ、ライフ&プロパティソリューションサービス事業

ライフ&プロパティソリューションサービス事業においては、主にテクノロジーを活用した仲介サービスの提供及びIoTマンション等の販売を行っております。仲介サービスの提供については、契約に定められたサービスの提供が完了し、サービスの提供について顧客の受け入れが得られた時点で、履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。IoTマンション等の販売については、当該物件の提供について顧客への引渡し及び入金を確認した時点で、顧客に不動産の法的所有権、物理的占有、不動産の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。これらの契約については、顧客との契約に定められた金額により収益を認識しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、取得原価に算入しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

販売目的で保有する不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産	13,939,584千円
------	--------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、販売用不動産等について每期正味売却価額をもとに評価し、期末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

販売用不動産の正味売却価額の算定には、将来の販売価格、今後の不動産開発費用等の仮定を用いております。

将来の不動産販売には、政策の変更、不動産市況の変動、開発工事の遅延等のリスクがあり、計画どおりの販売が実現できない等、当社グループに不利な状況が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において簿価の切下げが必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

売掛金	641,386千円
契約資産	362,143
計	1,003,529

(2) 棚卸資産の内訳

販売用不動産	8,288,572千円
仕掛販売用不動産	5,648,395
商品及び製品	2,606
貯蔵品	10
計	13,939,584

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	3,434,716千円
仕掛販売用不動産	3,953,000
計	7,387,716

② 担保に係る債務

短期借入金	19,334千円
長期借入金	6,240,666
計	6,260,000

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 171,585千円

(5) 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額

契約負債	190,221千円
------	-----------

4. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「7. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 16,194,895株
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 321,895株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、事業計画に照らし必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業出資金、投資有価証券は、匿名組合への出資金及び業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。
借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業出資金、投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 投資有価証券	19,077	19,077	—
(2) 長期借入金	7,275,347	7,246,986	△28,361

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	270,400

(※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき時価の注記を要しないとする取扱いを適用しており、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
営業出資金	1,300,770

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,359,547	—	—	—
売掛金及び契約資産	1,003,529	—	—	—
合計	4,363,077	—	—	—

2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	1,145,467	—	—	—
長期借入金	—	7,272,821	2,526	—
合計	1,145,467	7,272,821	2,526	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	19,077	—	—	19,077

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	7,246,986	—	7,246,986

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	AIクラウド&コンサルティング	ライフ&プロパティソリューション	その他	
AIクラウドサービス	2,841,303	－	－	2,841,303
AIコンサルティングサービス	1,133,870	－	－	1,133,870
ライフ&プロパティソリューションサービス	－	5,530,827	－	5,530,827
その他	－	－	75,408	75,408
顧客との契約から生じる収益	3,975,174	5,530,827	75,408	9,581,410
その他の収益（注）1.	－	14,637,439	－	14,637,439
外部顧客への売上高	3,975,174	20,168,266	75,408	24,218,849

(注) 1. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく配当収入及び会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産の譲渡収益が含まれております。

2. 当連結会計年度より、隣接領域における新規事業開発を各セグメントから切り離し、既存事業と新規事業開発の解像度を向上させることを企図し、報告セグメントを従来の「AIクラウド&コンサルティング事業」及び「不動産テック事業」の2区分から、新たに「その他事業」を追加した3区分に変更しております。

また、組織の名称変更に伴い、従来「不動産テック事業」としていた報告セグメントの名称を、「ライフ&プロパティソリューション事業」に変更しております。

さらに、顧客との契約から生じる収益の区分及び名称を変更しております。当該変更が顧客との契約から生じる収益を分解した情報の算定方法に与える影響はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑦ 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	541,281	641,386
契約資産	94,986	362,143
契約負債		
前受金	120,082	190,221

- (注) 1. 契約資産は、主にAIコンサルティングサービス事業において、履行義務の充足の進捗度に応じて認識した収益のうち、顧客との契約から生じた債権を除いたものであります。
2. 契約負債は、主にライフ&プロパティソリューションサービス事業において、顧客から受け取った前受金に関するもので、サービスの提供について顧客の受け入れが得られた時点で、収益へと振替えられます。なお、連結貸借対照表上は流動負債「その他」に計上されております。
3. 当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、120,082千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 752円30銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 85円83銭

9. 重要な後発事象に関する注記

株式取得による子会社化

当社は、2024年3月7日開催の当社取締役会に基づき、株式会社メディックスの全株式を取得する株式譲渡契約書を2024年3月7日付で締結し、2024年4月1日付で全株式を譲り受けたことにより、同社を当社の完全子会社といたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社メディックス

事業の内容 治療院向けクラウドレセコン提供、レセプト業務支援等

② 企業結合を行った主な理由

予測AIや画像解析AI等を活用した既存プロダクトのブラッシュアップ及び拡販のため。

③ 企業結合日

2024年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,834,495千円
取得原価		2,834,495

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 12,000千円

デューデリジェンス費用 5,850千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	4,147,654	4,147,654	4,147,654	1,389,938	1,389,938	△1,733
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	37,966	37,966	37,966			
当 期 純 利 益				1,070,260	1,070,260	
自己株式の取得						△190,944
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	37,966	37,966	37,966	1,070,260	1,070,260	△190,944
当 期 末 残 高	4,185,621	4,185,621	4,185,621	2,460,198	2,460,198	△192,677

	株 主 資 本	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	9,683,515	99,226	9,782,741
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	75,933		75,933
当 期 純 利 益	1,070,260		1,070,260
自己株式の取得	△190,944		△190,944
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		23,451	23,451
当期変動額合計	955,248	23,451	978,699
当 期 末 残 高	10,638,763	122,677	10,761,441

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、「営業出資金」として計上する匿名組合への出資金については、その損益のうち当社に帰属する持分相当額を「売上高」又は「売上原価」に計上するとともに、同額を「営業出資金」に加減する方法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

調達した資金の利用期間（2～3年）にわたり均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① AIクラウドサービス事業

AIクラウドサービス事業においては、主にクラウドサービスの提供を行っております。固定料金の不動産AIツール利用契約等については、顧客の契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。また、一部サービスにおいては、顧客の利用量に応じた段階的な料金プランに応じて利用料金を支払うサービス利用契約等により収益を認識しております。当社は、サービス契約の履行義務を、当該サービスを常時利用可能な状態を顧客に提供することと判断しており、これらの収益を関連する履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり認識しております。これらの契約については、顧客への請求金額により収益を認識しております。

② AIコンサルティングサービス事業

AIコンサルティングサービス事業においては、主にデータ分析コンサルティングサービス及びソフトウェア開発受託等の提供を行っております。これらのサービスは、契約期間にわたって履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

③ ライフ&プロパティソリューションサービス事業

ライフ&プロパティソリューションサービス事業においては、主にテクノロジーを活用した仲介サービスの提供及びIoTマンション等の販売を行っております。仲介サービスの提供については、契約に定められたサービスの提供が完了し、サービスの提供について顧客の受け入れが得られた時点で、履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。IoTマンション等の販売については、当該物件の提供について顧客への引渡し及び入金を確認した時点で、顧客に不動産の法的所有権、物理的占有、不動産の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。これらの契約については、顧客との契約に定められた金額により収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、取得原価に算入しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

販売目的で保有する不動産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産	13,936,967千円
------	--------------

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 販売目的で保有する不動産の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 棚卸資産の内訳

販売用不動産	8,288,572千円
仕掛販売用不動産	5,648,395
計	13,936,967

- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

販売用不動産	3,434,716千円
仕掛販売用不動産	3,953,000
計	7,387,716

- ② 担保に係る債務

短期借入金	19,334千円
長期借入金	6,240,666
計	6,260,000

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 85,494千円

- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	101,459千円
短期金銭債務	94,609

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	36,272千円
その他の営業取引高	479,312
営業取引以外の取引による取引高	506,822

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数	
普通株式	48,205株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	56,824千円
賞与引当金社会保険料	7,904
前受金	42,814
未払事業税	21,041
未確定債務	73,070
控除対象外消費税	26,952
固定資産除却損	24,933
資産除去債務	24,659
その他	24,132
繰延税金資産小計	<u>302,333</u>
評価性引当額	<u>△24,797</u>
繰延税金資産合計	<u>277,535</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△22,335</u>
繰延税金負債合計	<u>△22,335</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>255,199</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	SRE AI Partners 株式会社	(所有) 直接 100.0	配当金の受 取 役員の兼任	配当金の受 取	380,000	—	—
				AIクラウド & コンサル ティング業 務支援等	366,006	未払費用	54,323
子会社	モーレテクノロ ジーズ株式会社	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 業務委託	広告宣伝等	255,277	未払費用	7,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務支援等及び広告宣伝等に関する取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 658円88銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 66円16銭

10. 重要な後発事象に関する注記

株式取得による子会社化

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

SREホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴戸賢市
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藪谷峰

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SREホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SREホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

SREホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任
社員
業務執行社員
指定有限責任
社員
業務執行社員

公認会計士 穴 戸 賢 市

公認会計士 藪 谷 峰

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SREホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

S R E ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 原 田 潤 ㊟

監査等委員 太 田 彩子 ㊟

監査等委員 琴 坂 将広 ㊟

(注) 監査等委員 原田潤、太田彩子及び琴坂将広は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上